

議案第18号

福岡市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、須崎公園の駐車場について利用料金制度を導入する等の必要があるによる。

福岡市公園条例の一部を改正する条例

福岡市公園条例（昭和33年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「承認」の次に「（別表第1の3に掲げる公園の有料公園施設に係るものを除く。）」を加える。

第23条の3第1項中「第4条第1項の許可（別表第1の3に掲げる公園に係るものに限る。）を受けた者」を「次の各号に掲げる許可又は承認を受けた者」に、「別表第1の4」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第4条第1項の許可（別表第1の3に掲げる公園に係るものに限る。） 別表第1の4に定める額
- (2) 第8条の承認（別表第1の3に掲げる公園の有料公園施設に係るものに限る。） 別表第2に定める額

別表第1の5中「使 用 料
(入園料)」を「使 用 料」に改める。

別表第2中「有料公園施設使用料」の次に「又は利用料金」を加え、「使 用 料
(入園料)」を

「金 額」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年3月28日から施行する。
(施行日前における利用料金の額の承認等)
- 2 指定管理者は、この条例の公布の日以後においては、この条例の施行の日前においても、同日以後のこの条例による改正後の福岡市公園条例第23条の3第1項第2号の有料公園施設の利用に係る利用料金の額について、同条第2項の規定の例により市長の承認を受けることができる。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。